

安全共済会について

〈大阪府こども会・全国子ども会安全共済会〉

～目次～

- ◎大阪府こども会安全共済会についての概要・・・P1
- ◎全国こども会安全共済会についての概要・・・P3
- ◎事故（怪我）が発生した場合について・・・P5
- ◎安全共済会こども会 No.一覧表（単位番号）・・・P7

1. 大阪府こども会安全共済会について

1-1) 大阪府こども会安全共済会の概要

こども会活動中に発生した負傷・疾病・後遺障害または死亡に対して、**お見舞金を給付する制度**です。また、共済金とともに「**賠償責任保険**」も付与されており、指導者・育成者が主催者として法律上の損害賠償責任（対人・対物）を負った場合に適用されます。

1-2) 被共済者（加入者）について

単位こども会に所属するこども（幼児・小学生・中学生・高校生）と育成者、指導者。**年齢制限はありません。**ただし、**単位こども会が属する中学校区外にお住まいの方は加入することができません**（※1）。また、就学前3年以下の幼児（※2）は、保護者の加入と行事への同伴が必須です。

（※1）例として、岸城町こども会が安全共済会に加入する場合、岸城中学校区外の方は加入することができません。

（※2）就学前3年以下の幼児とは令和2年4月2日以降に生まれたこどもが対象となります。（令和6年度）

1-3) 加入の手続き方法について

大阪府こ連のホームページ内の「安全共済会ネット加入システム」より、単位こども会ごとに、手続きしてください。

1-4) 年会費について

一人あたり**年額350円**です。

1-5) 保障の内容について

<傷病共済金：8千円～6万円>

- ・被共済者がこども会活動中に傷害や疾病を被りその直接の結果として、医師の治療または、柔道整復師の施術を受けた場合。

<死亡共済金：600万円>

- ・被共済者がこども会活動中に傷害や疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含め180日以内に死亡した場合。
- ・被共済者がこども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した場合。

<後遺障害共済金：7万円～600万円>

- ・被共済者がこども会活動中に傷害や疾病を被りその直接の結果として、身体傷害状態（後遺障害）となった場合

1-6) 傷病共済金について

- ・事故発生日より起算し、治療日数(※3)が5日以上で2回以上の通院の場合、その日数に応じて給付されます。金額については下記表(※4)を参照ください。
- ・事故発生日より13日以内に初診を行った場合は、支払いの対象とし、事故発生日からの起算とします。
- ・大阪府こ連の定める証明書を取り付けるために要した費用として、1回の事故につき3,000円が併給されます。

(※3) 事故発生日から平常の生活に支障がない程度に治っていると見なされるまでの日数で通院日数とは異なります。

(※4) 傷病による見舞金の金額表

治療日数	5日 ~10日	11日 ~20日	21日 ~30日	31日 ~40日	41日 ~50日	51日 ~60日	61日 ~70日	71日 以上
金額	8,000 円	15,000 円	22,000 円	29,000 円	36,000 円	43,000 円	50,000 円	60,000 円

※上表に記載する等級と相違する場合

- ① 傷害又は疾病の種類・部位・重症度合い・手術の有無や入院の日数から想定される治療日数と比べて、実際の治療日数が明らかに異なる場合。
- ② 通常の同一条件の事故に比べて、明らかに治療日数が異なる場合。

1-7) 共済金が支払われない事例や傷病について

- ・共済契約者または、被共済者の故意または重大な過失がある場合。
- ・年間行事計画書に記載のない事業や活動。
- ・事故発生日より14日以降に初診を行った場合。(事故との因果関係が判断できない等のため)
- ・交通事故等、他の補償の責任機関がある場合(※5)。
- ・だんじり祭りの曳行中の怪我等(※6)。
- ・こども会活動との因果関係が不明確なもの(※7)。

(※5) 自転車の単独事故、自転車同士、自転車と人の衝突は除きます。

(※6) 休憩時に、こども会活動としてジュースを配付していた際に転んで怪我をした際など、曳行時以外の怪我については支払われる場合があります。(年間行事計画書へ記入要)

(※7) 野球肘・疲労骨折・食中毒・腱鞘炎・成長痛・ぎっくり腰など

2. 全国こども会安全共済会について

2-1) 全国こども会安全共済会の概要

基本的には、大阪府こども会安全共済会と同じく、こども会活動中に発生した負傷・疾病・後遺障害または死亡に対して、共済金が支給される制度です。ただし、**全国こども会安全共済会のみ加入することは出来ません。**必ず大阪府こども会安全共済会とセットで加入する必要があります。

補償内容については、大阪府こども会安全共済会の傷病共済金が完治日数に応じて決まった金額の共済金が支払われる見舞金であることに対して、全国こども会安全共済会は、**健康保険等を適用した医療費総額の30%**が共済金として支払われます。また、「賠償責任保険」も付与されており、指導者・育成者が主催者として法律上の損害賠償責任（対人・対物）を負った場合に適用されます。

2-2) 被共済者（加入者）について

大阪府こども会安全共済会の被共済者（加入者）と同様です。ただし、上記のとおり、全国こども会安全共済会のみ加入することはできません。必ず大阪府こども会安全共済会とセットで加入する必要があります。

2-3) 加入の手続き方法について

大阪府こども会安全共済会の加入手続き方法と同様です。

2-4) 年会費について

一人あたり**年額70円**です。

必ず、大阪府こども会安全共済会とセットでの加入となりますのでご注意ください。

2-5) 保障の内容について

<死亡共済金：600万円>

- ・大阪府こども会安全共済会の死亡共済金と同様です。

<後遺障害共済金：7万円～600万円>

- ・基本的には、大阪府こども会安全共済会の後遺障害共済金と同様です。
ただし、支払金額は下記の傷病共済金を差し引いた金額となります。

<医療共済金：1千円～50万円>

- ・**健康保険等を適用した医療費総額の30%**が共済金として支払われます。

2-6) 医療共済金について

- 保険点数または金額で計算します（※1）。
- 健康保険等を適用した医療費総額の30%が共済金として支払われます（※2）。
- 治療期間は180日を限度となります。
- **総額50万円が支給限度**となります。

（※1）子ども医療費助成制度のため、自己負担がない場合でも、医療点数に応じて共済金が支払われますので、領収書の提出をお願いいたします。

（※2）保険医療費総額の30%が1,000円以下、保健医療総点数が333点以下は対象外となります。

2-7) 共済金が支払われない事例や傷病について

基本的には大阪府子ども会安全共済会と同様です。

ただし、上記（※2）のとおり、保険医療費総額の30%が1,000円以下、保健医療総点数が333点以下は対象外となります。

3. 事故（怪我）が発生した場合について

3-1) 事故発生の連絡

事故があった場合、すぐに生涯学習課まで来館してください。請求に必要な書類をお渡しいたします。書類は、大阪府こども会のホームページからダウンロードできますが、記入方法等の説明を行いますので、来館いただいたほうがスムーズです。

3-2) 事故第一報報告書の提出

事故発生日から20日以内に、事故が起きた際の状況等を記載する、事故第一報報告書（※1）を生涯学習課まで提出してください。FAXも可能です。
（※1）事故第一報報告書は生涯学習課まで取りにきていただくか、府こ連ホームページからダウンロード可能です。

3-3) 請求に必要な書類の提出

生涯学習課まで必要書類を提出してください。なお、大阪府こども会安全共済会と全国こども会安全共済会で必要な書類や提出期限が異なりますのでご注意ください。

<府こ連安全共済会>

必要書類

- ①大阪府こども会安全共済会請求書
- ②事故報告書
- ③証明書
- ④医療機関に対する同意書
- ⑤行事に関連する資料（例：練習予定表や行事案内のチラシ）

提出期限

事故発生日から180日以内

注意事項

事故後71日を超えて完治していない場合は、71日を経過してから証明書を取得のうえ、書類を提出してください。

<全こ連安全共済会>

必要書類

- ①全国こども会安全共済会請求書兼事故証明書
- ②個人情報の取扱いに関する同意書
- ③治療費の領収書（コピー）

提出期限

- ・事故発生日から180日以内
- ・完治日から60日以内

どちらか早い方が提出期限です。

注意事項

医療補助、領収書を紛失した場合は医療報告書が必要です。

3-4) 共済金の受取

大阪府子ども会安全共済会・全国子ども会安全共済会の共済金はともに、審査が行われた後、ご指定の口座へ入金されます。

問合せ先

岸和田市教育委員会 生涯学習課（市こ連事務局）

住 所：岸和田市堺町 1-1（月曜・祝日休館）

電 話：072-423-9615

F A X：072-423-3011

メール：syogaig@city.kishiwada.osaka.jp

岸和田市 安全共済会子ども会No.一覧表

No.	単位子ども会名	校区名	No.	単位子ども会名	校区名	No.	単位子ども会名	校区名	No.	単位子ども会名	校区名	No.	単位子ども会名	校区名
0001	宮本町	岸城	0041	極楽寺町	土生	0081	若葉ヶ丘町	北	0121	八阪町	桜台			
0002	筋海町		0042	畑町		0082	星ヶ丘町		0122	山下町		0162	戎町少年団	春木
0003	魚屋町		0043	土生住宅	0083	西大路町	0123	門前町	0163	カウンセラー協議会		-		
0004	五軒屋町		0044	神須屋町	0084	大町	0124	桜ヶ丘町	0164	下松町パストラル		桜台		
0005	北町		0045	八田町	0085	五月ヶ丘町	0125	上松台東町	0165	天神山校区子ども会		葛城		
0006	堺町		0046	阿間河滝町	0086	紅葉ヶ丘町	0126	上松台西町	0166	三田町		山直		
0007	本町		0047	北阪町	0087	池尻町北	0127	星和上松台	0167	城内子ども会		岸城		
0008	南町		0048	真上町	0088	大町東	0128	常盤台	0168	岸和田市こ連		-		
0009	南上町1丁目		0049	土生滝町	0089	箕土路町	0129	西之内町	光陽	0169		下野町4丁目	野村	
0010	南上町2丁目		0050	葛城町	0090	下池田町	0130	加守町1丁目	野村					
0011	上町		0051	神於町	0091	新小松里町	0131	加守町2丁目		0131	加守町2丁目	野村		
0012	岸城町南部		0052	上白原町	0092	下池田東町	0132	加守町3丁目	光陽					
0013	岸城町北部		0053	相川町	0093	池尻町南	0133	加守町4丁目		0133	加守町4丁目	光陽		
0014	土生町2丁目		0054	塔原町	0094	小松里町	0134	宮前町	桜台					
0015	大北町		0055	河合町	0095	額町	0135	尾生町		0135	尾生町	桜台		
0016	大工町		0056	春木泉町	0096	額原町	0136	中尾生町	山滝					
0017	中之浜町		0057	春木北浜町	0097	松ヶ丘町	0137	福田町		0137	福田町	山滝		
0018	紙屋町		0058	春木南浜町	0098	緑ヶ丘町	0138	内畑町下出		0138	内畑町下出	山滝		
0019	大手町		0059	春木大小路町	0099	桃ヶ丘町	0139	内畑町澤峰		0139	内畑町澤峰	山滝		
0020	中町		0060	春木宮川町	0100	田治米町	0140	内畑町辻堂		0140	内畑町辻堂	山滝		
0021	中北町	0061	春木若松町	0101	岡山町	0141	内畑町西堂	0141		内畑町西堂	山滝			
0022	並松町	0062	春木本町			0142	内畑町山口	0142		内畑町山口	山滝			
0023	下野町1丁目	0063	春木元町			0143	大沢町	0143	大沢町	山滝				
0024	下野町2丁目	0064	春木中町	0104	岡山ガーデンコート	0144	天神山府営1	葛城						
0025	下野町3丁目	0065	春木宮本町	0105	今木町	0145	天神山府営2		0145	天神山府営2	葛城			
0026	下野町5丁目	0066	春木大国町			0146	天神山公社A団地		0146	天神山公社A団地	葛城			
0027	港緑町	0067	春木泉団地	0107	黄金塚1	0147	天神山公社B団地		0147	天神山公社B団地	葛城			
0028	上野町東	0068	戎町	0108	黄金塚2	0148	天神山F団地		0148	天神山F団地	葛城			
0029	上野町西	0069	八幡町	0109	おぐら台	0149	天神山町2丁目		0149	天神山町2丁目	葛城			
0030	岸野町	0070	神弥町	0110	小倉	0150	天神山荘苑		0150	天神山荘苑	葛城			
0031	沼町	0071	大道町	0111	田治米団地	0151	福田町親と子の会		0151	福田町親と子の会	桜台			
0032	北野町	0072	磯上町	0112	摩湯町	0152	葛城町ジュニア会		0152	葛城町ジュニア会	葛城			
0033	藤井町	0073	松風町	0113	東ヶ丘町	0153	東大路親と子の会		0153	東大路親と子の会	山直			
0034	野田町	0074	春木旭町	0114	包近町	0154	額町中学生部会	0154	額町中学生部会	久米田				
0035	別所町1丁目	0075	春木旭事業団地	0115	山直中町	0155	磯上町少年団	0155	磯上町少年団	春木				
0036	別所町2丁目	0076	春木旭府住	0116	稲葉町	0156	箕土路町少年団	0156	箕土路町少年団	久米田				
0037	別所町3丁目	0077	吉井町	0117	積川町	0157	西之内町少年団	0157	西之内町少年団	光陽				
0038	土生町	0078	春ヶ丘町	0118	翠ヶ丘町	0158	西大路町親と子の会	0158	西大路町親と子の会	久米田				
0039	作才町	0079	中井町	0119	下松町	0159	新緑会	0159	新緑会	-				
0040	流木町	0080	荒木町	0120	上松町	0160	積川町少年団	0160	積川町少年団	山滝				